

大阪ウィークレギュラーイベント「(仮称)大正音楽祭」企画運営業務委託

募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

大阪ウィークレギュラーイベント「(仮称)大正音楽祭」企画運営業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

本業務は、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）会場において、大正区に縁のあるパフォーマンス団体による舞台公演を実施するものである。

大阪・関西万博は、150 を超える国・地域が参加し、期間中、国内外から多数の人々が来場予定である。開催地大阪にとって、地域の魅力を世界に向けて強く発信するとともに、国内外との交流を深めることで、大阪のプレゼンスを一層高める絶好の機会である。今回の万博のテーマである「いのちの輝き」から想起される、鼓動・高揚・躍動を体現する「祭」をキーワードに、会期中の春・夏・秋の3期にわたり、「大阪ウィーク」として大阪府・大阪市が中心となって府内すべての市町村が連携し、会場内各所で多彩なイベントが展開される。

この「大阪ウィーク」に、地元自治体として参画し、大正区で活動する各パフォーマンス団体が日頃の成果を発表することで、大正区の多様で魅力的な文化を広く発信する。これにより、来場者へ大正区の豊かな文化の認知や関心を高め、参加者自身も地域への愛着を深めるきっかけを創出する。また、大正区の団体が万博に参加することにより、区民にとって万博をより身近な存在とすることで、地域全体で一体となって万博の盛り上げ及び来場促進を図ることを目的とする。

今般、その目的を達成するため、民間事業者のもつノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

具体的内容については別紙1「大阪ウィークレギュラーイベント「(仮称)大正音楽祭」企画運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(3) 契約上限額

金7,266,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

(5) 履行場所

大阪・関西万博会場 大阪ヘルスケアパビリオン リボーンステージ

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は企画提案書をもとに、発注者

と協議のうえ決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(7)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、次の要件も満たさなければならない。
 - ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員

の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

公募開始	令和7年1月8日（水）
関係資料開示に係る誓約書提出期限	令和7年1月23日（木）
質問受付期限	令和7年1月15日（水）
質問に対する回答	令和7年1月20日（月）（予定）
参加申請関係書類の提出期限	令和7年1月23日（木）
参加資格審査結果通知	令和7年1月30日（木）（予定）
企画提案書類の提出期限	令和7年2月14日（金）
プレゼンテーション審査	令和7年2月28日（金）
選定結果通知	令和7年3月7日（金）（予定）
契約締結・事業開始	令和7年4月上旬
事業完了	令和7年10月31日（金）

6 応募手続きに関する事項

（1）関係資料の開示

ア 受付期間

公募開始時から令和7年1月23日（木）17時30分まで（必着）

イ 提出方法

仕様書の関係資料の開示を希望する際は、「守秘義務誓約書」（様式1—1）に必要事項を記入・捺印のうえ、スキャンしたPDFのデータをEメールで送信すること。また、送信後は必ず電話で受信の確認を行うこと。提出された「守秘義務誓約書」を確認後、資料を順次開示する。

※Eメールの「件名」に「守秘義務誓約書：大阪ウィークレギュラーイベント「(仮称)大正音楽祭」企画運営業務委託」と明記すること。

※ 共同事業体の場合は、構成員となる全ての事業者について提出すること。

（2）質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始時から令和7年1月15日（水）17時30分まで（必着）

イ 提出方法

「質問書」（様式1—2）を下記9の提出先まで提出すること。持参、Eメール、FAXによる提出を可とするが、Eメール、FAX送付後は必ず電話で受信の確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「質問：大阪ウィークレギュラーイベント「(仮称)大正音楽祭」企画運営業務委託」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。また、施設管理者に対して直接質問をしないこと。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和7年1月20日（月）（予定）に大正区ホームページに掲載する。

（3）参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

（ア）公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）

（イ）公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）

（ウ）使用印鑑届（様式5）

（エ）印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】

（オ）事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）

（カ）履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約

【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

（キ）直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

※固定資産税・都市計画税については、課税対象となる固定資産を所有していない場合は提出不要

（ク）消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

（ケ）直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

※（キ）及び（ク）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、市町村民税、消費税及び地方消費税については、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※（ウ）～（ケ）は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

（ア）公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）

（イ）共同事業体届出書兼委任状（様式3）

（ウ）公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）

（エ）使用印鑑届（様式5）※代表構成員のみ

（オ）印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ

（カ）事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）

（キ）履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

（ク）直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

※固定資産税・都市計画税については、課税対象となる固定資産を所有していない場合は提

出不要

(ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

(サ) 共同事業体協定書（写し）

※（ウ）及び（カ）～（コ）は、構成員となる全ての事業者について提出すること。

※（ク）及び（ケ）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、市町村
民税、消費税及び地方消費税については、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されな
い等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※（エ）～（コ）は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者に
ついては省略できるものとする（様式3に承認番号を記載すること）。

イ 提出期限

令和7年1月23日（木）17時30分まで（必着）

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送等での提出も可とする
が、郵送等の場合は、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

結果通知書送付用に110円分の切手を貼付け、宛先に応募者の住所・氏名を記載した長形3
号封筒1通を合わせて提出すること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和7年1月30日（木）（予定）付けで通知書を発送する。

(4) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式6-1（単独法人等用）又は6-2（共同事業体
用））

(イ) 提案書（様式7）

A4判両面40枚までで作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一するこ
と。図等の使用も可とする。サンプル等の参考資料も制限枚数に含むが、表紙や目次は含ま
ない。

(ウ) 業務実績調書（様式8）自治体での実績以外（民間での実施）を含む

※ただし、実績がない場合は提出不要。

(エ) 提案見積及び積算根拠（様式9）

上限は、2（3）契約上限額に記載の額とする。

イ 提出部数

正本（上記6（4）ア（ア）～（エ））：1部（記名したもの）

副本（上記6（4）ア（ア）～（エ））：7部

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク
等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し
支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記（３）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和７年２月14日（金）17時30分まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記９の提出先まで提出すること。持参のほか郵送等での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

結果通知書送付用に110円分の切手を貼付け、宛先に応募者の住所・氏名を記載した長形３号封筒１通を合わせて提出すること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、専門的知識・経験を有する者から意見を徴する選定会議を開催し、次の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者が受託候補者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、選定会議のメンバーについては、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

（１）プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和７年２月28日（金）14時から

※詳細は、上記６（３）エの参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪市大正区千島２丁目７番95号 大正区役所５階 502会議室

ウ 内容・方法等

・上記６（４）アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

・１者あたり20～30分程度（うち説明約15分以内、質疑応答含む。）とし、参加者は１者あたり３名以内とする。

・実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

評価項目		配点	標準点
A 事業の目的・内容の理解	・本業務の趣旨や目的が十分に理解された提案となっているか	15点	9点
B 企画力・実施内容	・区の特長や文化等の魅力が表現された提案となっているか ・海外からの来場者も念頭に置いた、国際博覧会で実施するにふさわしい提案となっているか ・提案内容に独創性や工夫があり、魅力のある提案となっているか ・提案内容に実現性・具体性があるか	40点	24点
C 広報・プロモーション	・区のブランディングに繋がる効果的なプロモーションとなっているか ・広く有効な周知が可能な広報計画となっているか。	10点	6点
D 実施体制	・提案内容を確実に実行できる経費計画、実施スケジュールが立てられているか ・会場運営、安全対策などを確実に遂行できる体制、計画になっているか ・過去の類似・関連実績が業務の実施に対し十分な効果が期待できるものか	25点	15点
E 経費の積算根拠	・経費の積算は提案業務内容に対して妥当か	10点	6点
合 計（メンバー一人あたり）		100点	60点

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、選定会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全メンバーの合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

イ 全メンバーの合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合

- ① 評価点のうち、「B 企画力・実施内容」の合計点が高い者を受託候補者とする。
- ② 上記①の合計点と同じ場合は、評価点のうち、「D 実施体制」の合計点が高い者を受託候補者とする。
- ③ 上記②における得点と同じ場合は、選定会議メンバーから意見を聞き、順位を決定する。

ウ 各項目の平均評価点が標準点に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

エ 評価点の減点について、提案書が両面40枚（サンプル等の参考資料も制限枚数に含むが、表紙や目次は含まない。）を超えた場合、評価点から5点を減点する。また、提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 会議メンバーに対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 受託候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 提案見積書に記載の額が、上記 2（3）の契約上限額を超えているもの。

(4) 選定結果の通知及び公表

全ての参加者に対し、令和 7 年 3 月 7 日（金）（予定）付けで通知書を発送するとともに、大正区ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和 7 年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず契約締結を行わない場合に、受託候補者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) すべての提出書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、審査・受託候補者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合はこの限りではない。
- (7) 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (8) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 受託候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。

9 提出先、問合せ先

担当：大阪市大正区役所総務課（庶務グループ）

住所：〒551 - 8501

大阪市大正区千島2丁目7番95号 大正区役所 5階50番窓口

電話：06-4394-9975

F A X：06-6553-1981

Eメール：th0001@city.osaka.lg.jp

受付については、9時から17時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の12時15分から13時までを除く。